

内閣府 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
298	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施	【支障事例】番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は受給証明書の提出を省略できるにも関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混乱を招く。 【療育手帳】身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様に扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・児童扶養手当の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務 【外国人保護】生活保護受給者、外国人保護受給者が同様に扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務	【効果】療育手帳関係情報や外国人保護関係情報を、情報提供ネットワークシステムを利用して、正確かつ効率的に確認。窓口における申請者の混乱の回避。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省	九州地方知事会	大分県提案分	千葉県、静岡県、浜松市、豊田市、京都府、根拠、岡山県、広島市、宮崎県 ○療育手帳について、事務手続上同様に扱われることの多い身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳と、マイナンバー制度の運用において差が生じることで、窓口における混乱が予想され、療育手帳所持者へのサービス低下につながる懸念される。 ○本市市営住宅では、入居申込などの際、障害者(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳等を所持している者)及び生活保護受給者(外国人保護者も含む。)に、手帳や受給証明書の提出を求めている。 ○番号法第19条第7号及び別表第二の規定により、身体障害者手帳情報、精神保健福祉手帳情報及び生活保護受給情報については、情報照会が可能のため、添付書類を省略することができるが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳情報や外国人保護情報は情報照会の対象とはなっていないため、書類の提出は省略できない。 同じ障害者や生活保護者の中で、書類の提出が省略できる者と省略できない者が生じれば、結果的に住民サービスの向上に支障が生じるとともに、申請窓口の混乱を招くことになるため、療育手帳情報や外国人保護情報についても情報提供ネットワークを使用して照会ができるよう制度改正を求める。	(内閣府作成部分) マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。 同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討され、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。 (厚労省作成部分) マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報については、番号法別表第二において規定されるものと承知しているが、療育手帳事務及び外国人保護のような法律に根拠を持たない事務についてもどのように規定するかについて、番号法を所管する内閣府にてご検討いただくことになるものと考えている。	【療育手帳について】平成28年3月8日の「障害保健福祉関係主管課長会議資料」において、「療育手帳に関する情報を情報連携の対象とできるよう、現在、関係省庁と調整しているところであり、その検討状況については追って連絡する」とある。 地方公共団体や情報提供ネットワークシステムの準備期間等を考慮すると今年中には結論を導かなければ、平成29年7月のマイナンバーの情報連携開始に間に合わなくなるため、早急に、事務を所管する厚生労働省と番号法を所管する内閣府において調整を行い、地方自治体が条例に基づき独自利用事務とした療育手帳に関する情報について、情報連携の対象としていただきたい。 【外国人保護について】法律に根拠を持たない外国人保護関係情報については、法律に根拠を持つ生活保護関係情報と同様に様々な社会保障・税制度において幅広く利用されている重要な情報の一つと考えている。 同じく法律に根拠を持たない療育手帳に関する情報については、上述のとおり、現在、関係省庁と調整しているところと承知している。 外国人保護関係情報についても、事務を所管する厚生労働省として情報連携の必要性を認識し、早急に関係省庁と調整のうえ、条例に基づき独自利用事務とした地方公共団体については情報連携の対象としていただきたい。		

内閣府 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容 ※平成28対応方針(平成28.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成28>として併記 ※平成30対応方針(平成30.12.25閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成30>として併記 ※令和元対応方針(令和元.12.23閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<令和元>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
298	【千葉県】 一次回答は、規制緩和の可否に関する回答となっていないため、関係府省で調整のうえ明確な回答を示していただきたい。		【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。	○ 第1次にアリングにおいて、内閣府から、法律に根拠がある事務を情報連携の対象とすることが必要であるが、例外として各自治体の条例で位置付けられた事務については情報連携の対象に加えていくことはあり得るとの趣旨の発言があったところである。このため、法律に根拠を持たない事務については、マイナンバー法に位置付けて情報連携の対象とする方策について、内閣府において早急に検討いただきたい。 ○ 療育手帳関係情報については、マイナンバー法の規定を根拠として、主務省令を早急に整備すべきではないか。 また、事務処理上の必要性や法定事務に近い事務であることを考慮すると、外国人生活保護関係情報については情報連携を可能とするように検討すべきではないか、そのために必要となる制度改正を検討すべきではないか。 これらの点について関係府省において早急に検討いただきたい。	<療育手帳関係情報> ○ 提案については、本来は事務の根拠法律があることを前提として、マイナンバーの利用をマイナンバー法に規定した上で情報連携の対象とし得るものであるが、現在は事務の根拠法律がないため、一部の地方公共団体が療育手帳交付の事務におけるマイナンバーの利用を条例に規定して利用事務としている状況である。 ○ 療育手帳関係情報を情報連携の対象とするためには、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、条例化している地方公共団体の状況を見ながら、現行のマイナンバー法別表第2の規定に基づいて主務省令を整備する必要がある。 ○ なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。 <外国人生活保護関係情報> 国民の個人情報保護に対する懸念に対応するマイナンバー法の理念を踏まえ、事務の実施について法律に根拠を持たない外国人生活保護関係情報は、情報連携の対象とすることは困難であると考える。	<平成28> 6【厚生労働省】 (24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：内閣府、総務省及び国土交通省) <令和元> 5【厚生労働省】 (34)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 療育手帳に関し地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)については、独自利用事務を定めた条例の制定状況等に係る調査結果を踏まえ、当該条例を制定する地方公共団体が増加するよう、その制定による効果等を、地方公共団体に令和元年度中に周知する。 なお、療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、独自利用事務を定めた条例の今後の制定状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行う。 (関係府省：内閣府及び総務省)	通知等 法律 省令	【調査】 令和2年3月27日(厚生労働省) 【通知】 令和2年12月25日(厚生労働省) 【法律】 令和3年5月19日施行(内閣府・総務省) 【省令】 令和3年5月19日施行(内閣府・総務省) 【通知】 令和3年6月1日(厚生労働省)	「平成28年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)」(平成29年1月20日開催)及び「平成28年度障害保健福祉関係主管課長会議」(平成29年3月8日開催)において、療育手帳の交付事務を行う都道府県及び指定都市に対して、療育手帳関係情報の情報連携に向けて必要となる独自利用事務条例の制定について依頼。 利用事務条例の制定等について、「療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて」(平成29年6月5日付障害保健福祉部企画課長通知)を都道府県及び指定都市に対して発出した。 「マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡協議会」(平成29年5月14日開催)や指定都市市長会事務局を經由して、利用事務条例の制定等に関する働きかけを行った。 平成29年7月12日付付事務連絡により、都道府県等に対して独自利用事務条例の制定状況に関する調査を行った。その結果では、療育手帳の交付事務を行う7自治体のうち、10自治体で条例が制定されている状況。独自利用事務条例の制定について、「療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて」(平成30年2月26日付障発0226第1号)を都道府県等の社会保障・税番号制度担当部局に対して発出した。 「平成29年度障害保健福祉関係主管課長会議」(平成30年3月14日開催)において、都道府県等に対して、社会保障・税番号制度担当部局と連携し、独自利用事務条例を制定することを依頼。 「療育手帳関係情報のマイナンバー利用に関するアンケートの実施について」(平成30年3月22日付事務連絡)により、都道府県等に対して独自利用事務条例の制定状況に関する調査を行った。その結果では、療育手帳の交付事務を行う7自治体のうち、11自治体で条例が制定されている状況。 「平成30年度障害保健福祉関係主管課長会議」(平成31年3月7日開催)において、都道府県等に対して、内閣府地方分権改革推進室と連携し、独自利用事務条例を制定することを依頼。 「療育手帳関係情報のマイナンバー利用に関する調査の実施について」(平成31年3月27日付事務連絡)により、都道府県等に対して独自利用事務条例の制定状況に関する調査を行った。その結果では、療育手帳の交付事務を行う7自治体のうち、12自治体で条例が制定されている状況であり、独自利用事務条例の制定団体数が平成28年度から大きく増加していない状況。そのため、療育手帳関係情報の情報連携については、中長期的な検討課題として整理し、地方公共団体における更なる個人番号の利用促進及び独自利用事務条例の制定団体数の増加を図るため、独自利用事務条例を制定することによる効果等を周知することとした。上記を踏まえ、「療育手帳関係情報に係る独自利用事務条例の制定について」(令和2年2月21日付障発0221第1号)を都道府県等の障害保健福祉主管部局に対して発出し、独自利用事務条例を制定することによる効果を周知した。また、「令和元年度障害保健福祉関係主管課長会議資料」(令和2年3月9日)において、独自利用事務条例の制定について再度依頼を行った。 療育手帳関係情報の情報連携について、「療育手帳関係情報に係る情報連携等について」(令和2年12月25日付事務連絡)により、国が関係法令の整備を行う方向で検討している旨を都道府県及び指定都市に対して周知した。 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号)により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)が一部改正され、知的障害者及び知的障害児の判定等に関する事務において個人番号の利用が可能とされるとともに、情報連携によって障害児通所給付費等の支給等に関する事務において知的障害者及び知的障害児の判定等に関する情報の提供を受けることが可能とされた。これに基づき、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」(平成26年内閣府・総務省令第5号)を一部改正し、知的障害者及び知的障害児の判定に関する事務において個人番号の利用を可能とした。 厚生労働省から「療育手帳制度の実施について」の一部改正について」(令和3年6月1日付障発0601第2号)を発出し、都道府県等に対して療育手帳の交付事務において個人番号の利用が可能となったことの周知を行った。	